

ワールド・ダンス・ティーチャーズ京都府教師協会 定 款

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、WDT京都府教師協会と呼称し、特定非営利活動法人「日本プロフェッショナルダンス競技連盟(JCF)」のワールド・ダンス・ティーチャーズ教師協会連合会に所属する。

第2条（事務所）

本会は、その事務所を、CO.,COエレガンスダンス総合学院内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、ダンス教師の技術と教養の向上、及び、健康の増進と情操の純化を図り、生涯学習としてのダンスのマナーと技術の指導を通じて、地域住民の生活文化に資することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. ダンス教師の発展充実のための各種宣伝広報活動。
2. ダンス教師のための講習会、研修会等の開催。
3. 講習会、競技会、教師資格試験・昇格試験、メダルテストの実施。
4. ダンスに関係ある諸団体との連絡、交流。
5. チャリティーパーティー等の開催。
6. その他本会の目的を達するために必要な事業の実施。

第3章 会 員

第5条（入会）

WDT教師協会連合会が行う教師資格認定試験に合格し、特定非営利活動法人日本プロフェッショナルダンス競技連盟が発行するライセンス(免許)を取得したものは、すべて本会に入会するものとする。
本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

第6条 (入会金及び会費)

会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第7条 (会員の義務)

会員は、次の各号の義務を負う。

1. 会員は、ライセンス(免許)を取得した後は、5年毎に、登録の更新を行う。なお、別に定める更新料及び手数料を納入すれば、事務局にて更新の手続きを代行する。
2. 会員は、本会が開催する指定研修会を必ず年1回は受講する。
3. 会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに事務局に報告するものとする。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会した時。
2. 禁治産又は準禁治産の宣告を受けた時。
3. 死亡し、もしくは失踪宣言を受けた時。
4. 除名された時。

第9条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第10条 (除名)

会員が次の各号に該当した場合、役員会の議決を経て除名することができる。

1. その行動が本会の名誉を著しく傷つける行為と認められた時。
2. その行動が本会の事業活動を著しく妨げる行為と認められた時。
3. 本会の定款または規則に違反した時。
4. 会費を2年以上滞納し、かつ納入意思がないことが確認された時。

第4章 役員

第11条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会 長:1名
2. 副 会 長:2名
3. 理 事 長:1名
4. 理 事:若干名
5. 事務局長:1名
6. 監 事:1名
7. 顧 問:若干名

第12条（選任）

役員を選任は、次の通りとする。

1. 会 長:理事の互選により選出し、総会の議決により選出する。
2. 副 会 長:理事の中から会長が推薦し、総会の議決により選出する。
3. 理 事 長:理事の互選により選出し、総会に報告する。
4. 理 事:会員の中から総会にて選出する。
5. 事務局長:理事の中から会長が推薦し、総会に報告する。
6. 監 事:理事会が推薦し、総会に報告する。
7. 顧 問:会員以外から理事会で選出し、総会の議決により選出する。

第13条（職務）

1. 会 長:本会を代表し、本会の運営を統括する。

2. 副 会 長:会長を補佐し、会長不在時に会長職務を代行する。
3. 理 事 長:理事会の運営を統括する。
4. 理 事:理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
5. 事務局長:会長及び理事長の指示のもと、会の運営を円滑にするため、会の総務部門を担当する。
6. 監 事:会の経理を監査する。

第14条（任期）

役員任期は2年とし、その再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合、会長の判断により欠員を補充する。
尚、欠員の補充方法については、理事会の決議により決定する。
3. 前号の規定により補充された役員は、前任者の職務と残任期間を引き継ぐ。

第15条（解任）

役員が次の各号に該当した場合は、これを解任する。

1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められ、理事会で承認された時。
2. 本人より辞任の申し出があった時。
3. 会長が推薦した役員で、会長が解任した時。
4. 理事会が推薦した役員で、理事会の議決により解任が決定した時。

第16条（報酬）

役員は、無報酬とする。

第5章 会 議

第17条（総会）

総会は、定期総会、臨時総会及び特別総会とする。

第18条（総会の開催と召集）

定期総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、開催する。

3. 特別総会は、会員が全会員の3分の2以上の同意を得て開催を請求した時、開催する。

4. 各総会の招集は、会長が開催予定日の10日以前に、日時、場所及び付議事項を記した書面にて会員に通知する。

第19条（成立）

総会は、会員の5分の3以上の出席をもって成立とする。

尚、委任状の出席をその数に加えるものとする。

第20条（総会の付議事項）

総会の付議事項は、以下の通りとする。

1. 定款の改廃に関わる事項。

2. 役員を選出と承認。

3. 会年度活動報告。

4. 本会会計年度収支報告。

5. 次年度活動計画。

6. その他、本会の事業達成に必要な事項。

第21条（総会の議長）

総会の議長は、会長が行う。

尚、会長欠席の場合は、副会長がその職務を遂行する。

第22条（総会の議決）

総会の議決は、出席者の過半数をもって議決とする。

尚、定款の改正についても、出席者の過半数をもって議決とする。

第23条（理事会の開催と召集）

理事会は、半期に1回以上開催し、理事長が必要に応じて召集する。

2. 理事会は、会長の要請により開催できる。

3. 理事会の開催は、10日以前に日時、場所を出席者に通知する。

第24条（理事会の構成）

理事会は、第11条に定める役員で構成する。

第25条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長が行う。

第26条（理事会の議決）

理事会の議決は、出席者の過半数をもって議決とする。

ただし、同数の場合は、議長が議を決する。

第27条（会議の議事録）

総会議事録は、議長押印の上、全会員に配布する。

2. 理事会議事録は、議長押印の上、理事に配布する。

第6章 会 計

第28条（収入の構成）

本会の収入は、以下の通りとする。

1. 入会金及び会費。

2. 事業に伴う認定料等の収入。

3. その他の収入。

第29条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、総会の議決を経なければならない。尚、これを変更する場合も同様とする。

第30条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及びこれに伴う決算に関する書類は、毎会計年度終了後、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

第31条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第7章 補 足

第32条（委任）

この規則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決において決定する。

附 則

この定款は、平成16年1月1日から施行する。

規 則

1. 会費

入会金 10,000円

入会手続き手数料 5,000円

年会費 10,000円（ただし、入会年度は免除）

尚、年会費は、分納することができる。

2. 更新料

5年毎のライセンス(免許)の更新料(手数料を含む)は、5,000円とする。

3. 講習費用

臨時に行う特別の講習会や研修会の費用、また、教師資格試験・昇格試験やメダルテストの受験料は、理事会で決定する。